

地主は遂に差押を解除するに至つた。依井、野町支部に於ては穀物の差押を受けたるため組合員より地主に對し換價處分を要求し遂に競賣を爲さしめた。二月二十六日組合員四百人は依井、野町に動員された。四百人の動員ありたるにも拘はらず行動活潑ならず極く安く安くセリ落すといふ組合の方針は實行にうつされずこの鬭争は失敗に歸した。この競賣に於て地主辯護士古川勝正、醫生松尾某は宮原尾吉と詐稱し競賣に付ての執達吏との協定を無視して競賣を妨害した。組合員がその行爲を難詰せんとするや松尾は甘木警察署の保護に繩つた。甘木警察署は此名詐稱、公務執行妨害の施行犯誰者を捕獲し警察署は何々を保護するものなりやを組合員に知らしめた。

若干の批判

依井支部が本部と緊密な連絡なく單獨にて地主に對し換價處分

の要求をなしたことは批判されねばならぬ。動員は行動を活潑ならしめ地主の攻撃（この場合は地主が競賣に來ること）より守らんが爲めに執らるゝ手段であることが充分に理解され得ず且地元に於ける競賣鬭争に對する豫行演習か不充分であり從つてこれを實戦に移すに際し困難を來した事實を充分に認識しなければならぬ。因に依井支部に於てはその後地主、辯護士に對し差押をトケーと要求し差押を解かしめて損害賠償（金二十五圓）せしめたる事實あり。差押をトケーの鬭争は繼續される。この鬭争により先の失敗を償はねばならぬ。尙差押反対差押をユルスナーのスローガンの下に各支部に於て、地主、地主辯護士、裁判所に對して戰ひは進められてゐる。

一、朝倉地區甘木一組合員大橋敬藏君對地主町會議員藤井宗五